

## **[事案 2020-117] 新契約無効請求**

・令和2年10月19日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分を理由として、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年10月に契約した終身保険について、契約時に募集人から紙面による説明を受けたのみであり、設計書や契約のしおり、約款等は一切受け取っていないため、契約を取り消してほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人の主張を認諾することにより紛争の解決を図りたい。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって、手続を終了した。